

電気需給約款

[低圧]

2022年12月1日実施
株式会社ボーダレス・ジャパン

I. 総則	6
1. 対象となるお客さま	6
2. 電気需給約款の変更	6
3. 定義	7
4. 単位および端数処理	8
5. 実施細目	9
II. 契約の締結	10
6. 需給契約の申込み	10
7. 需給契約の成立および契約期間	11
8. 需要場所	11
9. 需給契約の単位	11
10. 供給の開始	12
11. 供給の単位	12
12. 需給契約書の作成	12
III. 契約種別および料金等	13
13. 契約種別および料金等	13
IV. 料金の算定および支払い	13
14. 料金の適用開始の時期	13
15. 料金の算定期間	13
16. 使用電力量の計量	13
17. 料金の算定	14
18. 日割計算	14
19. 料金の支払義務および支払期日	14
20. 料金その他の支払方法	15
21. 延滞利息	16
V. 使用および供給	18
22. 適正契約の保持	18
23. 需要場所への立入りによる業務の実施	18
24. 電気の使用にともなうお客さまの協力	18

25.	供給の停止	19
26.	供給の中止または使用の制限もしくは中止	20
27.	違約金	21
28.	損害賠償および債務の履行の免責	21
29.	設備の賠償	21
30.	不可抗力	22
VI.	契約の変更および終了	23
31.	需給契約の変更	23
32.	名義の変更	23
33.	需給契約の廃止	23
34.	解約等	24
35.	需給契約の廃止または解約にともなう費用相当額の申受け	25
36.	需給契約消滅後の債権債務関係	25
VII.	供給方法、工事および工事費の負担	26
37.	供給方法および工事	26
38.	工事費負担金等相当額の申受け等	26
VIII.	その他	27
39.	反社会的勢力排除に関する条項	27
40.	準 抛 法	27
41.	管 轄 裁 判 所	28
42.	信用情報の共有	28
43.	個人情報の取扱い	28
附	則	29
別	表	31

I. 総則

1. 対象となるお客さま

- (1) この電気需給約款[低圧]（以下「この需給約款」といいます。）は、北海道電力ネットワーク株式会社（以下その供給区域を「北海道エリア」といいます。）、東北電力ネットワーク株式会社（以下その供給区域を「東北エリア」といいます。）、東京電力パワーグリッド株式会社（以下その供給区域を「東京エリア」といいます。）、中部電力パワーグリッド株式会社（以下その供給区域を「中部エリア」といいます。）、北陸電力送配電株式会社（以下その供給区域を「北陸エリア」といいます。）、関西電力送配電株式会社（以下その供給区域を「関西エリア」といいます。）、中国電力ネットワーク株式会社（以下その供給区域を「中国エリア」といいます。）、四国電力送配電株式会社（以下その供給区域を「四国エリア」といいます。）または九州電力送配電株式会社（以下その供給区域を「九州エリア」といいます。）が一般送配電事業者として維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、当社が電気を販売するときの料金その他の供給条件を定めたものです。
- (2) この需給約款は、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

2. 電気需給約款の変更

- (1) お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）が変更された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、この需給約款をお客さまのあらかじめの同意を要することなく変更することがあります。この場合には、この需給約款に定める供給条件は、変更後の電気需給約款[低圧]によります。

なお、当社は、この需給約款を変更する際には、需給約款を変更する旨及び変更後の電気需給約款[低圧]ならびに変更の効力発生日を、当社が運営するウェブサイト内の適宜の場所に掲載する方法によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、変更後の電気需給約款[低圧]は、当社があらかじめお知らせした変更の効力発生日において効力を生ずるものいたします。

- (2) 当社は、この需給約款を変更しようとする場合（(3)に規定する場合を除きます。）において、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付については、当該変更をしようとする事項、当社の名称および住所、契約年月日ならびに供給地点特定番号のみを、当社が運営するウェブサイト内の適宜の場所に掲載し、お客さまの閲覧に供する方法にて行うものとします。
- (3) 当社は、この需給約款を変更しようとする場合（法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の小売供給契約の実質的な変更を伴わないもの）において、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付についてはこれを行わないものとします。

3. 定義

次の言葉は、この需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低 圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 電 灯

LED、白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小 型 機 器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧（標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の利用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(6) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(7) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(8) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(11) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(12) 他季（その他季）

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(13) 市場価格調整額

別表 4 に記載の方法により算出された値をいいます。

(14) 離島ユニバーサルサービス調整額相当額

別表 4-2 に記載の方法により算出された値をいいます。

(15) 料金

基本料金（契約種別において最低料金が定められている場合は、最低料金）、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計をいいます。ただし、市場価格調整額は電力量料金に含むものとします。また、九州エリアは、市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額相当額を電力量料金に含むものとします。

4. 単位および端数処理

この需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、電気の電力を算定した値が 0.5 キロワット以下になるときは、契約電力を 0.5 キロワットとします。
- (3) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、30 分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (4) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5. 実施細目

この需給約款の実施上必要な細目的事項で、当社がお客さまとの協議が必要と判断した事項は、この需給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II. 契約の締結

6. 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の供給を希望される場合は、あらかじめこの需給約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、一般送配電事業者との間における接続供給契約の実施に必要なお客様の情報を、当社が一般送配電事業者に提供することを承諾したうえで、次の事項を明らかにして当社所定の方法・様式によって申込みをしていただきます。

記

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、連絡体制および料金の支払方法

- (2) 他の小売電気事業者から当社の提供する需給契約へ切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流、契約容量または契約電力の値を引き継ぐものといたします。また、転居等で新たに供給を開始する場合は、原則としてその設備の値を適用いたします。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (5) お客さまおよび当社は、需給契約の内容および需給契約にもとづく取引に関する情報を、需給契約を履行する以外の目的で、第三者（ただし、一般送配電事業者は含まないもの）といたします。）に開示してはならないものといたします。
- (6) 需給契約にお申込みされた方は、当社が提供する「会員サービス」にご加入いただきます。「会員サービス」は当社と需給契約を締結する全てのお客様に付帯されるサービスです。な

お「会員サービス」については、別途会員サービスに係る「会員サービス約款」をご覧ください。

7. 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みに対して当社が承諾したときに成立いたします。なお、当社が承諾したときは、当社が電子メール等の情報通信技術を利用する方法または書面にて需給契約の成立を通知した日とし、これによりがたい場合には、12（需給契約書の作成）の需給契約書に調印を行なった日といたします。

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況その他やむをえない事情がある場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

また、当社が需給契約の申込みを承諾した後であっても、一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気の供給を開始できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日に遡って需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。

- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、14（料金の適用開始の時期）に定める料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了の3月前までにお客さまおよび当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、電気事業法その他法令に基づく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみをお客さまに説明すれば足りるものとし、かつ、電気事業法その他の法令に基づく書面の交付については、当該更新後の契約期間、当社の名称および住所、契約年月日、ならびに供給地点特定番号のみを、当社が運営するウェブサイト内の適宜の場所に掲載し、お客さまの閲覧に供する方法にて行うものとします。

8. 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9. 需給契約の単位

当社は、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

10. 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さま、および一般送配電事業者と協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、需給開始日から、本契約に基づく電気の供給を開始いたします。
- (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまおよび一般送配電事業者と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。
- (3) 一般送配電事業者所定の手続が完了しない場合には、電気の供給は開始されません。

11. 供給の単位

当社は、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

12. 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

III. 契約種別および料金等

13. 契約種別および料金等

契約種別および料金に関する事項の詳細は、別表 5（契約種別および料金等）に定めます。

IV. 料金の算定および支払い

14. 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとされない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

15. 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間、検針期間（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

16. 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。

また、料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

- (2) 当社は、一般送配電事業者から受領した検針の結果を原則として電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。ただし、お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、書面によりお知らせすることがあります。この場合、当社は、実費相当額を申し受けます。

- (3) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。

17. 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。「1月」とは、前月の検針日（一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされている日をいいます。）から当月の検針日の前日までの期間とします。

イ 電気の供給を月の途中で開始し又は需給契約が終了した場合

- (2) 料金は、需給契約ごとに、13(契約種別および料金等)に定める計算方法に基づき算定いたします。
- (3) 月の途中で、契約種別、契約電流、契約容量等を変更した場合、これに伴う料金の変更は、当該変更した日の属する月の翌月（ただし、当該変更した日よりも後に当該変更した日の属する月の検針日が到来する場合は当月）の料金の算定期間より適用いたします。

18. 日割計算

- (1) 当社は、17（料金の算定）(1)イの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金および最低料金は、別表2（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じた適切な方法により算定いたします。

- (2) 17（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。

19. 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、託送約款等に定める検針日（一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日）に発生いたします。ただし、検針日に検針が行なわれない等の事情により、一般送配電事業者から検針の結果等を検針日の翌日以降

に受領した場合は、当社が検針の結果等を受領した日といたします。また、需給契約が消滅した場合は、需給契約の消滅日以降に当社が検針の結果等を受領した日といたします。

(2) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。

また、お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一括して請求することとした場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。

(3) お客さまは料金を、前項に定める支払期日までに支払っていただきます。

(4) 支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。

(5) お客さまの支払額に過誤があることが判明した場合、その支払過剰額または過小額をお客さまにお知らせし、当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。

20. 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事負担金（後述 38）その他についてはその都度、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、次のいずれかによります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

(2) お客様が料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき

ハ (1)ハにより支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき

なお、料金以外の一般送配電事業者の託送供給約款に基づいて発生する工事費負担金等相当額(後述 38)その他の金銭債務(前項の料金を除く)については、一般送配電事業者から請求を受ける都度、当社が指定する方法により支払っていただきます。

- (3) 当社は、(1)及び(2)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短く、各月ごとに検針を行わない場合は需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。この場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (7) お客さまが料金を(1)ロにより支払われる場合は、1,000円を下回る料金については、当社は、(1)にかかわらず、翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。ただし、この支払方法を承諾しないことをあらかじめ申し出ていただいた場合は、この限りではありません。

21. 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払わない場合には、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの履行日に至るまでの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

再生可能エネルギー発電促進賦課金（税込）×消費税率/（1+消費税率）

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

V. 使用および供給

22. 適正契約の保持

当社は需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、お客さまにすみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

23. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 供給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内への一般送配電事業者の電気工作部の設計、施工（取り付けおよび取り外しを含みます）、改修または検査
- (2) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (3) 計量器の検針または計量値の確認に関する業務
- (4) 25（供給の停止）、26（供給の中止または使用の制限もしくは中止）、33（需給契約の廃止）および 34（解約等）に基づく供給の停止ならびに契約の終了により必要な処置に関する業務
- (5) その他この需給約款および託送約款等によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務

24. 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、特に必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準、その他の法令等にしがたい、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

25. 供給の停止

- (1) お客さまが以下の各号のいずれかに該当した場合、お客さまにあらかじめ通知することなく、当社は、お客さまに係る電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客さまが需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または、亡失して一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
 - ハ 一般送配電事業者以外の者が需要場所における一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給の停止を、当該一般送配電事業者に依頼することがあります。なお、この場合には、供給停止の1ヶ月前までに予告いたします。
- イ お客さまが料金を、支払期限を超過してなお支払わない場合
 - ロ お客さまが需給契約によって支払いを要することとなった料金以外の債務（契約超過金、違約金、工事費負担金その他需給契約から生ずる金銭債務をいいます。）を、支払期限を超過してなお支払わない場合
- (3) お客さまが以下の各号のいずれかに該当し、一般送配電事業者からその旨の警告を受けた場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるように求めたにもか

かわらず、改めない場合には、当社は、お客さまに係る電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合

ハ 23（需要場所への立入りによる業務の実施）に基づく立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合、お客さまがこの需給約款や託送約款等において、一般送配電事業者の求めに応じること、一般送配電事業者に権限を付与することもしくは一般送配電事業者に協力することとされている事項について拒んだ場合、または当社あるいは一般送配電事業者に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合

(4) 託送約款等に定めるところにより、一般送配電事業者が接続供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 18（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

(5) 本条によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実に伴い当社に対して支払いを要することとなった債務を支払ったときは、当社は、すみやかに一般送配電事業者に電気の供給の再開を依頼いたします。

26. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生じる恐れがある場合

ロ 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検・修繕・変更その他の工事上やむをえない場合

ハ 非常変災の場合

ニ その他電気の需給上または保安上必要がある場合

(2) (1)の場合には、当社または一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他の方法によって、お客さまにお知らせいたします。ただし、緊急時等のやむをえない場合は、この限りではありません。

27. 違 約 金

- (1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れたとして、当社が一般送配電事業者からその免れた金額の 3 倍に相当する金額を違約金として請求を受けた場合には、当社はお客さまから、当該違約金に相当する金額を申し受けます。
- (2) (1) の免れた金額は、この需給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。

28. 損害賠償および債務の履行の免責

- (1) 託送約款等に定めるところにより、一般送配電事業者が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。
- (2) 25 (供給の停止) によって一般送配電事業者により電気の供給が停止された場合、26 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) によって一般送配電事業者により電気の供給が中止され、またはお客様の電気の使用が制限され、もしくは中止された場合で、それが当社の責めとならない理由によるものである場合、34 (解約等) によって需給契約が解約された場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動等その他不可効力によってお客様が損害を受けた場合、当社はその損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 当社は、一般送配電事業者の責めに帰すべき理由その他当社の責めとならない理由により被ったお客様の損害について賠償の責任を負いません。

29. 設 備 の 賠 償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が一般送配電事業者から、当

該損害の賠償請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

30. 不可抗力

- (1) 地震、地震、津波、火山活動等の自然災害、戦争、紛争またはテロ等の事由（以下「不可抗力」といいます。）が発生したことにより、当社が本契約の全部または一部の履行が不可能となった場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 前項で定める不可抗力を原因として、当社が本契約の全部または一部の履行ができない場合、お客さままたは当社は、本契約の一部または全部を解約することができるものとします。本項の解約に伴い生じる損害について、当社は賠償の責めを負いません。

VI. 契約の変更および終了

31. 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の締結）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。ただし、電気の需給契約を変更する場合（契約種別の変更を希望される場合を除きます。）の契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)イにかかわらず、従前の契約期間といたします。

また、契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として計量期間等の始期といたします。

32. 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

33. 需給契約の廃止

- (1) お客さまがこの需給約款に基づく電気の使用を廃止しようとする場合は、原則として廃止希望日の3月前までに、その廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、廃止取次等、需給を終了させるための適当な処置を行います。

- (2) 需給契約は、34（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ お客さまの責めとなる理由により一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

ハ 当社との需給契約を廃止し、他の小売電気事業者との需給契約等にもとづき当該需要場
所において引き続き電気を使用される場合は、お客さまと当社との協議によって定めた日
に需給契約が消滅するものといたします。

- (3) お客さまが、付帯サービスである「会員サービス」の解約を当社にお申し込みされたときは、当社は、この需給約款の廃止のお申し込みを受けたものとみなし、需給契約の解約の手続きをとらせていただきます。なお、「会員サービス」又はこの需給約款のいずれかのみ
の解約は受け付けておりません。

34. 解 約 等

- (1) 当社は、次の場合には、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、解約の15日前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。

イ 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき。

ロ 25（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までに
その理由となった事実を解消されない場合

ハ お客さまが料金を支払われないまま当該料金の支払期日が経過したことが2回以上あつた場合

ニ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払われない
まま支払期日を経過したことが2回以上あつた場合

ホ この需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、
工事費負担金等相当額その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない
まま支払期日を経過したことが2回以上あつた場合

ヘ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引
停止処分を受けた場合

ト お客さまが仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受けた場合

チ お客さまが破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始もしくはこれら
に類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

リ お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ヌ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

ル お客さまが支払い停止の状態に陥った場合

ヲ その他の理由でお客さまが明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認めた場合

ワ お客さまがその他この需給約款に反した場合

- (2) お客さまが、33（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。

35. 需給契約の廃止または解約にともなう費用相当額の申受け

お客さまが 33（需給契約の廃止）により需給契約を廃止する場合または当社が 34（解約等）により需給契約を解約する場合には、当社は、需給契約の廃止または解約に必要な費用がある場合、相当する金額を申し受けます。この場合、当該金額は、需給契約の消滅日の前日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせて支払っていただきます。

36. 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII. 供給方法、工事および工事費の負担

37. 供給方法および工事

一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

38. 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を当社が受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前にお客様から申し受けます。
- (2) 一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を当社が受けた場合は、当社は、お客様に対して工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

VIII. その他

39. 反社会的勢力排除に関する条項

- (1) 当社およびお客さまは、それぞれ相手方に対して、次の事項を確約します。
- イ 自ら又は自らの役員もしくは実質的に経営権を有する者が、現在、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。）に該当しないこと
 - ロ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ニ 反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - ホ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ヘ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 当社およびお客さまは、自ら又は第三者を利用して次の行為を行わないことを表明ないし保証します。
- イ 暴力的な要求行為。
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - ニ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
 - ホ その他前各号に準ずる行為。
- (3) 当社は、お客さまが前2項のいずれかの一つにでも違反した場合は、お客さまが当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、本項により解除されたお客さまの受けた損害について、一切の賠償の責めを負いません。

40. 準 抛 法

この需給約款に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

41. 管轄裁判所

需給契約に関連する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所といたします。

42. 信用情報の共有

当社は、お客さまが 34（解約等）（1 に該当する場合には、当該需給契約に係る名義、需要場所および料金の支払状況等について、他の小売電気事業者または一般送配電事業者）に提供することがあります。

43. 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、お客さまのプライバシーを尊重し、お客さまから取得した個人情報を当社のプライバシーポリシーに従って取り扱います。
- (2) 当社は、お客さまから収集した情報を安全に管理するため、セキュリティに最大限の注意を払います。

附 則

附 則

この需給約款は、2022年12月1日から実施いたします。

別 表

別 表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2. 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

1月の該当料金×日割計算対象日数÷計量期間等の日数

(2) 電気の供給を開始し、もしくは需給契約が消滅した場合、または託送約款等に定めるところにより、一般送配電事業者が接続供給を停止し、もしくは再開した場合の(1)にいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合、または託送約款等に定めるところにより、一般送配電事業者が接続供給を再開した場合

開始日または再開日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合、または託送約款等に定めるところにより、一般送配電事業者が接続供給を停止した場合

消滅日の前日または停止日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

3. 契約決定方法および契約容量の算定方法

(1) 契約決定方法は、以下のいずれかといたします。なお、契約当初の契約決定方法は、当該一般送配電事業者が当該需要場所に定めた方法となります。ただし、当該一般送配電事業者が負荷設備契約として契約決定方法を定めていた場合は、当社は実量契約に変更いたします。

イ 実量契約

スマートメーターで計測した過去1年間（その月と前11か月）の各月の最大需要電力のうち最も大きい値を契約電力として決定する契約方法となります。

ロ 主開閉器契約

契約主開閉器の容量に基づき、契約容量または契約電力を決定する契約方法となります

ハ アンペアブレーカー契約

契約用電流制限器の電流に基づき、契約電流を決定する契約方法となります。

(2) 契約容量は、次により算定いたします。

イ 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \div 1,000$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

ロ 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \div 1,000$$

4. 市場価格調整額

(1) 市場価格調整額の算定

市場価格調整額は、一般社団法人日本卸電力取引所が公表するスポット取引（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいいます。）を用いて算定した電力市場調達価格から、別表の料金単価表に基づいて算定した基本料金及び電力量料金を減算した値に対し、相対取引により固定単価で調達した電力固定調達価格を減算した金額をいいます。次の算定方式によって算定されます。

$$\text{市場価格調整額} = \text{電力市場調達価格} - (\text{基本料金単価} \times \text{契約容量} + \text{電力量料金単価} \times \text{使用電力量} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \text{使用電力量}) - \text{電力固定調達価格}$$

市場価格調整額の単位は1銭とし、その端数は、小数点第1位で切り捨てます。また、市場価格調整額が0円を下回る場合は、市場価格調整額を差し引いたものとし、市場価格調整額が0円を上回る場合は、市場価格調整額を加えたものとします。

(2) 電力市場調達価格

電力市場調達価格は、電気を買う費用、電気を調整する費用、電気を送る費用、再生可能エネルギー発電促進賦課金、事業を行う費用を合計した金額をいいます。次の算定方式によって算定されます。

$$\text{電力市場調達価格} = \text{電気を買う費用} + \text{電気を調整する費用} + \text{電気を送る費用} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} + \text{事業を行う費用}$$

イ 電気を買う費用

お客さまのエリアのその30分の電力卸市場の前日スポット価格にスポット取引売買手数料を加算し、さらに損失率で補正し電力調達価格を加算した値に対して、お客さまの30分毎の使用電力量を乗じた額を算定期間において合計した金額に消費税等相当額を加算した金額をいいます。なお、損失率はお客さまのエリアに応じて、託送供給等約款の定

めるとおりの値です。30分ごとの使用電力量 1kWhにつき、次の算定方式によって算定されます。

$$\text{電気を買う費用} = \left((30 \text{ 分の電力卸市場の前日スポット価格} + \text{スポット取引売買手数料 } 0.033 \text{ 円}) \div (1 - \text{お客さまのエリアの損失率}) + \text{電力調達単価 } 0.5 \text{ 円} \right) \times (1 + \text{消費税等の税率})$$

ロ 電気を調整する費用

需給管理費と非化石証書費を合計した金額をいいます。需給管理費は契約電力 1kW / 1kVA / 10Aにつき、次の算定式によって算定されます。

$$\text{電気を調整する費用 (需給管理費)} = \text{需給管理単価 } 46.5 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税等の税率})$$

非化石証書は使用電力量 1kWhにつき、次の算定式によって算定されます。なお、当社は、非化石価値取引市場の取引価格をあらかじめお知らせいたします。

$$\text{電気を調整する費用 (非化石証書費)} = \text{非化石価値取引市場の取引価格} + \text{取引手数料 } 0.011 \text{ 円}$$

ハ 電気を送る費用

託送基本料金と託送従量料金を合計した金額をいいます。託送基本料金は 1kW / 1kVA / 10Aにつき、各エリアの託送供給等約款で定められた「電灯標準接続サービス」または「動力標準接続サービス」の「基本料金」と同額の単価で算定されます。託送従量料金は使用電力量 1kWhにつき、各エリアの託送供給等約款で定められた「電灯標準接続サービス」または「動力標準接続サービス」の「電力量料金」と同額の単価で算定されます。いずれも、消費税等相当額を加算した後の金額です。

ニ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) により算定します。

ホ 事業を行う費用

事業運営費と決済手数料を合計した金額をいいます。事業運営費は次の算定式によって算定されます。

$$\text{事業を行う費用（事業運営費）} = (\text{電気を買う費用} + \text{電気を調整する費用} + \text{電気を送る費用} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金}) \times 7\%$$

決済手数料は次の算定式によって算定されます。

$$\text{事業を行う費用（決済手数料）} = (\text{電気を買う費用} + \text{電気を調整する費用} + \text{電気を送る費用} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} + \text{事業を行う費用（事業運営費）}) \times 1.5\% \text{ または } 1 \text{ 件あたり } 100 \text{ 円}$$

(3) 電力固定調達価格

電力固定調達価格は、発電所の有するエリアのその30分の電力卸市場の前日スポット価格に30分毎の発電量を乗じた額を算定期間において合計した金額から、電力需給契約書に基づき当社と発電事業者で定めた固定買取単価に発電量を乗じた額を減算し、発電量の検針月に当社が供給した総電力量で除した値に対して、お客さまの算定期間における使用電力量を乗じた金額をいいます。30分ごとの発電量1kWhにつき、次の算定方式によって算定されます。

$$\text{電力固定調達価格} = (\text{30分の電力卸市場の前日スポット価格} \times \text{30分の発電量} - \text{算定期間の発電量合計} \times \text{固定買取価格}) \div \text{電力固定調達価格算定期間の総供給電力量} \times \text{お客さまの使用電力量}$$

(4) 市場価格調整額の適用

市場価格調整額の適用期間は、次のとおりといたします。

電力固定調達価格算定期間	市場価格調整額適用期間
1月の発電実績	その年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
2月の発電実績	その年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
3月の発電実績	その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

4月の発電実績	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
5月の発電実績	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
6月の発電実績	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
7月の発電実績	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
8月の発電実績	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
9月の発電実績	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
10月の発電実績	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
11月の発電実績	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
12月の発電実績	翌年の1月の検針日から翌年の2月の検針日の前日までの期間

また、お客さまが34（受給契約の廃止）により受給契約を廃止する場合または当社が35（解約等）により受給契約を解約する場合、市場価格調整額の適用は廃止日または解約日を含む適用期間までとし、返金等を行いません。

4-2. 離島ユニバーサルサービス調整額相当額

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額相当額の算定

お客さまの需要場所を供給区域とするみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）が、離島における燃料費の変動を料金に反映させるための制度にもとづき算定し公開するその1月の「離島ユニバーサルサービス調整単価」であって、お客さまの使用する電気機器、契約電流、契約容量及び契約電力を前提に当該みなし小売電気事業者と特定小売供給約款による契約を締結した場合にお客さまに適用される価額に相当する金額を「離島ユニバーサルサービス調整単価相当額」とします。また、離島ユニバーサルサービス調整単価相当額に、その1月の使用電力量に乗じて算出した金額を、「離島ユニバーサルサービス調整額相当額」とします。離島ユニバーサルサービス調整額相当額には、消費税を含むものとします。

(2) 離島ユニバーサルサービス調整単価相当額のお知らせ

当社は、次月適用分の離島ユニバーサルサービス調整単価相当額を当月の請求書に記載してお知らせいたします。

5. 契約種別および料金等

契約種別および料金等は、一般送配電事業者の供給区域ごとに以下のとおりとします。また、以下に掲げる料金等には消費税等相当額を含みます。

エリア	需要区分	契約種別	
5-1. 北海道エリア	電灯需要	従量電灯	ハチドリプラン（従量電灯）
	電力需要	低圧電力	ハチドリプラン（低圧電力）
5-2. 東北エリア	電灯需要	従量電灯	ハチドリプラン（従量電灯）
	電力需要	低圧電力	ハチドリプラン（低圧電力）
5-3. 東京エリア	電灯需要	従量電灯	ハチドリプラン（従量電灯）
	電力需要	低圧電力	ハチドリプラン（低圧電力）
5-4. 中部エリア	電灯需要	従量電灯	ハチドリプラン（従量電灯）
	電力需要	低圧電力	ハチドリプラン（低圧電力）
5-5. 北陸エリア	電灯需要	従量電灯	ハチドリプラン（従量電灯）
	電力需要	低圧電力	ハチドリプラン（低圧電力）
5-6. 関西エリア	電灯需要	従量電灯	ハチドリプラン（従量電灯）
	電力需要	低圧電力	ハチドリプラン（低圧電力）
5-7. 中国エリア	電灯需要	従量電灯	ハチドリプラン（従量電灯）
	電力需要	低圧電力	ハチドリプラン（低圧電力）
5-8. 四国エリア	電灯需要	従量電灯	ハチドリプラン（従量電灯）
	電力需要	低圧電力	ハチドリプラン（低圧電力）
5-9. 九州エリア	電灯需要	従量電灯	ハチドリプラン（従量電灯）
	電力需要	低圧電力	ハチドリプラン（低圧電力）

5-1. 北海道エリア

(1) 契約種別

契約種別は、以下のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	従量電灯	ハチドリプラン（従量電灯）
電力需要	低圧電力	ハチドリプラン（低圧電力）

(2) ハチドリプラン（従量電灯）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の電灯標準接続送電サービスの対象で、以下のいずれかに該当するお客さまに適用します。

(a) 契約電流を定める場合

以下の各号のいずれにも該当するものに適用します。

- ① 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(b) 契約容量を定める場合

- ① 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契

約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(c) 契約電力を定める場合

- ① 最大需要電力が 50 キロワット未満であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電力の合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。

ハ 契約電流、契約容量および契約電力

(a) 契約電流

- ① 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。なお、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

② 一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器が取り付けないことがあります。

(b) 契約容量

契約容量は、別表 3（契約決定方法および契約容量の算定方法）により算定します。なお、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

(c) 契約電力

契約電力は、別表 3（契約決定方法および契約容量の算定方法）により算定します。ただし、その値が 0.5 キロワット以下の場合は、0.5 キロワットといたします。なお、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を下回る場合は、市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を上回る場合は、市場価格調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、1 月につき次の通りといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

① 契約電流を定める場合

契約電流 10 アンペア	341 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	511 円 50 銭
契約電流 20 アンペア	682 円 00 銭

契約電流 30 アンペア	1,023 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,364 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,705 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,046 円 00 銭

② 契約容量を定める場合

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	341 円 00 銭
---------------------	------------

③ 契約電力を定める場合

契約電力 1 キロワットにつき	341 円 00 銭
-----------------	------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、1月の使用電力量によって算定します。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 97 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 26 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33 円 98 銭

(3) ハチドリプラン（低圧電力）

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- (b) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。

ハ 契約電力

契約電力は、別表 3（契約決定方法および契約容量の算定方法）により算定します。ただし、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を下回る場合

は、市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を上回る場合は、市場価格調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額とします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,287 円 00 銭
-----------------	--------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、1 月の使用電力量によって算定します。

1 キロワット時につき	17 円 67 銭
-------------	-----------

ホ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

5-2. 東北エリア

(1) 契約種別

契約種別は、以下のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	従量電灯	ハチドリプラン（従量電灯）
電力需要	低圧電力	ハチドリプラン（低圧電力）

(2) ハチドリプラン（従量電灯）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の電灯標準接続送電サービスの対象で、以下のいずれかに該当するお客さまに適用します。

(a) 契約電流を定める場合

以下の各号のいずれにも該当するものに適用します。

- ① 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(b) 契約容量を定める場合

- ① 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送

配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(c) 契約電力を定める場合

- ① 最大需要電力が 50 キロワット未満であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電力の合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。

ハ 契約電流、契約容量および契約電力

(a) 契約電流

- ① 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。なお、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

② 一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器が取り付けないことがあります。

(b) 契約容量

契約容量は、別表 3（契約決定方法および契約容量の算定方法）により算定します。なお、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

(c) 契約電力

契約電力は、別表 3（契約決定方法および契約容量の算定方法）により算定します。ただし、その値が 0.5 キロワット以下の場合は、0.5 キロワットといたします。なお、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を下回る場合は、市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を上回る場合は、市場価格調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、1 月につき次の通りといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

① 契約電流を定める場合

契約電流 10 アンペア	330 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	495 円 00 銭
契約電流 20 アンペア	660 円 00 銭

契約電流 30 アンペア	990 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,320 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,650 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,980 円 00 銭

② 契約容量を定める場合

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	330 円 00 銭
---------------------	------------

③ 契約電力を定める場合

契約電力 1 キロワットにつき	330 円 00 銭
-----------------	------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、1月の使用電力量によって算定します。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 58 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 33 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29 円 28 銭

(3) ハチドリプラン（低圧電力）

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- (b) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。

ハ 契約電力

契約電力は、別表 3（契約決定方法および契約容量の算定方法）により算定します。ただし、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)．によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を下回る場合

は、市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を上回る場合は、市場価格調整額を加えたものとしします。

(a) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額とします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,265 円 00 銭
-----------------	--------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、1 月の使用電力量によって算定し、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用します。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量とします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	15 円 95 銭	14 円 50 銭

ホ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

5-3. 東京エリア

(1) 契約種別

契約種別は、以下のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	従量電灯	ハチドリプラン（従量電灯）
電力需要	低圧電力	ハチドリプラン（低圧電力）

(2) ハチドリプラン（従量電灯）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の電灯標準接続送電サービスの対象で、以下のいずれかに該当するお客さまに適用します。

(a) 契約電流を定める場合

以下の各号のいずれにも該当するものに適用します。

- ① 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(b) 契約容量を定める場合

- ① 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送

配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(c) 契約電力を定める場合

- ① 最大需要電力が 50 キロワット未満であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電力の合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。

ハ 契約電流、契約容量および契約電力

(a) 契約電流

- ① 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。なお、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

② 一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器が取り付けないことがあります。

(b) 契約容量

契約容量は、別表 3（契約決定方法および契約容量の算定方法）により算定します。なお、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

(c) 契約電力

契約電力は、別表 3（契約決定方法および契約容量の算定方法）により算定します。ただし、その値が 0.5 キロワット以下の場合は、0.5 キロワットといたします。なお、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を下回る場合は、市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を上回る場合は、市場価格調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、1 月につき次の通りといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

① 契約電流を定める場合

契約電流 10 アンペア	286 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	429 円 00 銭
契約電流 20 アンペア	572 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	858 円 00 銭

契約電流 40 アンペア	1,144 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,430 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,716 円 00 銭

② 契約容量を定める場合

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	286 円 00 銭
---------------------	------------

③ 契約電力を定める場合

契約電力 1 キロワットにつき	286 円 00 銭
-----------------	------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、1月の使用電力量によって算定します。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 88 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 48 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30 円 57 銭

(3) ハチドリプラン（低圧電力）

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- (b) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。

ハ 契約電力

契約電力は、別表 3（契約決定方法および契約容量の算定方法）により算定します。ただし、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)．によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を下回る場合

は、市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を上回る場合は、市場価格調整額を加えたものとしします。

(a) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額とします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,122 円 00 銭
-----------------	--------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、1 月の使用電力量によって算定し、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用します。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量とします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	17 円 37 銭	15 円 80 銭

ホ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

5-4. 中部エリア

(1) 契約種別

契約種別は、以下のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	従量電灯	ハチドリプラン（従量電灯）
電力需要	低圧電力	ハチドリプラン（低圧電力）

(2) ハチドリプラン（従量電灯）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の電灯標準接続送電サービスの対象で、以下のいずれかに該当するお客さまに適用します。

(a) 契約電流を定める場合

以下の各号のいずれにも該当するものに適用します。

- ① 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(b) 契約容量を定める場合

- ① 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送

配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(c) 契約電力を定める場合

- ① 最大需要電力が 50 キロワット未満であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電力の合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。

ハ 契約電流、契約容量および契約電力

(a) 契約電流

- ① 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。なお、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

② 一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器が取り付けないことがあります。

(b) 契約容量

契約容量は、別表 3（契約決定方法および契約容量の算定方法）により算定します。なお、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

(c) 契約電力

契約電力は、別表 3（契約決定方法および契約容量の算定方法）により算定します。ただし、その値が 0.5 キロワット以下の場合は、0.5 キロワットといたします。なお、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を下回る場合は、市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を上回る場合は、市場価格調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、1 月につき次の通りといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

① 契約電流を定める場合

契約電流 10 アンペア	286 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	429 円 00 銭
契約電流 20 アンペア	572 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	858 円 00 銭

契約電流 40 アンペア	1,144 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,430 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,716 円 00 銭

② 契約容量を定める場合

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	286 円 00 銭
---------------------	------------

③ 契約電力を定める場合

契約電力 1 キロワットにつき	286 円 00 銭
-----------------	------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、1月の使用電力量によって算定します。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 04 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 51 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 46 銭

(3) ハチドリプラン（低圧電力）

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- (b) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。

ハ 契約電力

契約電力は、別表 3（契約決定方法および契約容量の算定方法）により算定します。ただし、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)．によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を下回る場合

は、市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を上回る場合は、市場価格調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額とします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,144 円 00 銭
-----------------	--------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、1 月の使用電力量によって算定し、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用します。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量とします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	17 円 01 銭	15 円 46 銭

ホ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

5-5. 北陸エリア

(1) 契約種別

契約種別は、以下のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	従量電灯	ハチドリプラン（従量電灯）
電力需要	低圧電力	ハチドリプラン（低圧電力）

(2) ハチドリプラン（従量電灯）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の電灯標準接続送電サービスの対象で、以下のいずれかに該当するお客さまに適用します。

(a) 契約電流を定める場合

以下の各号のいずれにも該当するものに適用します。

- ① 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(b) 契約容量を定める場合

- ① 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送

配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(c) 契約電力を定める場合

- ① 最大需要電力が 50 キロワット未満であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電力の合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。

ハ 契約電流、契約容量および契約電力

(a) 契約電流

- ① 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。なお、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

② 一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器が取り付けないことがあります。

(b) 契約容量

契約容量は、別表 3（契約決定方法および契約容量の算定方法）により算定します。なお、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

(c) 契約電力

契約電力は、別表 3（契約決定方法および契約容量の算定方法）により算定します。ただし、その値が 0.5 キロワット以下の場合は、0.5 キロワットといたします。なお、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を下回る場合は、市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を上回る場合は、市場価格調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、1 月につき次の通りといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

① 契約電流を定める場合

契約電流 10 アンペア	242 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	363 円 00 銭
契約電流 20 アンペア	484 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	726 円 00 銭

契約電流 40 アンペア	968 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,210 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,452 円 00 銭

② 契約容量を定める場合

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	242 円 00 銭
---------------------	------------

③ 契約電力を定める場合

契約電力 1 キロワットにつき	242 円 00 銭
-----------------	------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、1月の使用電力量によって算定します。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 84 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 73 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 44 銭

(3) ハチドリプラン（低圧電力）

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- (b) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。

ハ 契約電力

契約電力は、別表 3（契約決定方法および契約容量の算定方法）により算定します。ただし、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)．によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を下回る場合

は、市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を上回る場合は、市場価格調整額を加えたものとしします。

(a) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとしします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額としします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額としします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,166 円 00 銭
-----------------	--------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、1 月の使用電力量によって算定し、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用しします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量としします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	12 円 15 銭	11 円 09 銭

ホ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

5-6. 関西エリア

(1) 契約種別

契約種別は、以下のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	従量電灯	ハチドリプラン（従量電灯）
電力需要	低圧電力	ハチドリプラン（低圧電力）

(2) ハチドリプラン（従量電灯）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の電灯標準接続送電サービスの対象で、以下のいずれかに該当するお客さまに適用します。

(a) 実量契約の場合

- ① 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電力の合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電力の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(b) 主開閉器契約の場合

- ① 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約容量と契約

電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。

ハ 契約電力および契約容量

(a) 契約電力

各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、その値が 0.5 キロワット以下の場合には、0.5 キロワットといたします。

なお、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

- ① 新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この約款により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、この約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この約款によって受けた電気の供給とみなします。
- ② 契約負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間は、その期間の最大使用電力の値といたします。
- ③ 契約負荷設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大使用電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうちいずれ

か大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力とします。）は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合とします。）は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

(b) 契約容量

契約容量は、別表 3（契約決定方法および契約容量の算定方法）により算定します。なお、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

二 料金

料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3). によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を下回る場合は、市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を上回る場合は、市場価格調整額を加えたものとします。

(a) 実量契約の場合

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	341 円 01 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 31 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 71 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 70 銭

(b) 主開閉器契約の場合

① 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	396 円 00 銭
---------------------	------------

② 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 91 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 12 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 63 銭

ホ その他

当社は、イ(a)の場合、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

(3) ハチドリプラン（低圧電力）

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- (b) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。

ハ 契約電力

契約電力は、別表 3（契約決定方法および契約容量の算定方法）により算定します。ただし、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) . によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を下回る場合

は、市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を上回る場合は、市場価格調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額とします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,078 円 00 銭
-----------------	--------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、1 月の使用電力量によって算定し、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用します。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量とします。また、託送約款等に定める記録型当計量器により計量値を確認できる場合には、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定します。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	14 円 43 銭	12 円 95 銭

ホ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

5-7. 中国エリア

(1) 契約種別

契約種別は、以下のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	従量電灯	ハチドリプラン（従量電灯）
電力需要	低圧電力	ハチドリプラン（低圧電力）

(2) ハチドリプラン（従量電灯）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の電灯標準接続送電サービスの対象で、以下のいずれかに該当するお客さまに適用します。

(a) 実量契約の場合

- ① 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電力の合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電力の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(b) 主開閉器契約の場合

- ① 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧

での電気の供給が適当と認めるときは、①に該当し、かつ、②の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。周波数は、標準周波数60ヘルツとします。

ハ 契約電力および契約容量

(a) 契約電力

各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、その値が0.5キロワット以下の場合には、0.5キロワットといたします。なお、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

- ① 新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この約款により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、この約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この約款によって受けた電気の供給とみなします。
- ② 契約負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間は、その期間の最大使用電力の値といたします。

③ 契約負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大使用電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力とします。）は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合とします。）は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

(b) 契約容量

契約容量は、別表3（契約決定方法および契約容量の算定方法）により算定します。なお、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

二 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3).によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別表4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が0円を下回る場合は、市場価格調整額を差し引いたものとし、別表4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が0円を上回る場合は、市場価格調整額を加えたものとします。

(a) 実量契約の場合

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	336円87銭
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	20円76銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	27円44銭

	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29 円 56 銭
--	----------------------------	-----------

(b) 主開閉器契約の場合

① 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	407 円 00 銭
---------------------	------------

② 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 07 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 16 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 03 銭

(3) ハチドリプラン（低圧電力）

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- (b) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。

ハ 契約電力

契約電力は、別表 3（契約決定方法および契約容量の算定方法）により算定します。ただし、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) . によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を下回る場合は、市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を上回る場合は、市場価格調整額を加えたものとします。

- (a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額とします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電力1キロワットにつき	1,111円00銭
---------------	-----------

(b) 電力量料金

電力量料金は、1月の使用電力量によって算定し、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用します。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量とします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	15円01銭	13円72銭

ホ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

5-8. 四国エリア

(1) 契約種別

契約種別は、以下のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	従量電灯	ハチドリプラン（従量電灯）
電力需要	低圧電力	ハチドリプラン（低圧電力）

(2) ハチドリプラン（従量電灯）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の電灯標準接続送電サービスの対象で、以下のいずれかに該当するお客さまに適用します。

(a) 実量契約の場合

- ③ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- ④ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電力の合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電力の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(b) 主開閉器契約の場合

- ⑤ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ⑥ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約容量と契約

電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。

ハ 契約電力および契約容量

(a) 契約電力

各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、その値が 0.5 キロワット以下の場合には、0.5 キロワットといたします。なお、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

- ① 新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この約款により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、この約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この約款によって受けた電気の供給とみなします。
- ② 契約負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間は、その期間の最大使用電力の値といたします。
- ③ 契約負荷設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大使用電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうちいずれ

か大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力とします。）は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合とします。）は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

(b) 契約容量

契約容量は、別表 3（契約決定方法および契約容量の算定方法）により算定します。なお、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

二 料金

料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3). によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別表 4(市場価格調整額) (1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を下回る場合は、市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 4(市場価格調整額) (1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を上回る場合は、市場価格調整額を加えたものとします。

(a) 実量契約の場合

最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	411 円 40 銭
電力量料金	11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 37 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 99 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30 円 50 銭

(b) 主開閉器契約の場合

① 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	374 円 00 銭
---------------------	------------

② 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16 円 97 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 50 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	25 円 42 銭

(3) ハチドリプラン（低圧電力）

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- (b) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。

ハ 契約電力

契約電力は、別表 3（契約決定方法および契約容量の算定方法）により算定します。ただし、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) . によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を下回る場合

は、市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を上回る場合は、市場価格調整額を加えたものとしします。

(a) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額とします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,116 円 50 銭
-----------------	--------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、1 月の使用電力量によって算定し、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用します。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量とします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	15 円 80 銭	14 円 36 銭

ホ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

5-9. 九州エリア

(1) 契約種別

契約種別は、以下のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	従量電灯	ハチドリプラン（従量電灯）
電力需要	低圧電力	ハチドリプラン（低圧電力）

(2) ハチドリプラン（従量電灯）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の電灯標準接続送電サービスの対象で、以下のいずれかに該当するお客さまに適用します。

(a) 契約電流を定める場合

以下の各号のいずれにも該当するものに適用します。

- ① 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(b) 契約容量を定める場合

- ① 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送

配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(c) 契約電力を定める場合

- ① 最大需要電力が 50 キロワット未満であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電力の合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。

ハ 契約電流、契約容量および契約電力

(a) 契約電流

- ① 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。なお、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

② 一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器が取り付けないことがあります。

(b) 契約容量

契約容量は、別表 3（契約決定方法および契約容量の算定方法）により算定します。なお、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

(c) 契約電力

契約電力は、別表 3（契約決定方法および契約容量の算定方法）により算定します。ただし、その値が 0.5 キロワット以下の場合は、0.5 キロワットといたします。なお、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を下回る場合は、市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を上回る場合は、市場価格調整額を加えたものとします。また、別表 4-2（離島ユニバーサルサービス調整額相当額）(1)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額相当額が 0 円を下回る場合は、離島ユニバーサルサービス調整額相当額を差し引いたものとし、別表 4-2(離島ユニバーサルサービス調整額相当額)(1)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額相当額が 0 円を上回る場合は、離島ユニバーサルサービス調整額相当額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、1 月につき次の通りといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

① 契約電流を定める場合

契約電流 10 アンペア	297 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	445 円 50 銭
契約電流 20 アンペア	594 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	891 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,188 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,485 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,782 円 00 銭

② 契約容量を定める場合

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	297 円 00 銭
---------------------	------------

③ 契約電力を定める場合

契約電力 1 キロワットにつき	297 円 00 銭
-----------------	------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、1月の使用電力量によって算定します。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 46 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 06 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 06 銭

(3) ハチドリプラン（低圧電力）

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- (b) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。

ハ 契約電力

契約電力は、別表 3（契約決定方法および契約容量の算定方法）により算定します。ただし、他の小売電気事業者から当社との契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を下回る場合

は、市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 4(市場価格調整額)(1)によって算定された市場価格調整額が 0 円を上回る場合は、市場価格調整額を加えたものとします。また、別表 4-2(離島ユニバーサルサービス調整額相当額)(1)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額相当額が 0 円を下回る場合は、離島ユニバーサルサービス調整額相当額を差し引いたものとし、別表 4-2(離島ユニバーサルサービス調整額相当額)(1)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額相当額が 0 円を上回る場合は、離島ユニバーサルサービス調整額相当額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額とします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,012 円 00 銭
-----------------	--------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、1 月の使用電力量によって算定し、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用します。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量とします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔操作での検針により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定します。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	17 円 12 銭	15 円 43 銭

ホ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。